

2020年度 賃金確定要求書の要旨

【賃金確定要求書のポイント】

- 給与水準の改善と一時金支給月数の維持
- 通勤手当の改善（高速道路等加算の要件緩和等）
- 時間外勤務の改善・サービス残業の撲滅
- 育児と介護の両立支援の改善
- 夏季休暇の拡大・取得期間の延長
- 定年延長への対応など

- 仕事と育児や介護との両立などワーク・ライフ・バランスのための積極的な支援策を実施すること。部分休業や育児短時間勤務制度の対象年齢を小学校就学前から中学校就学前まで延長すること。
- 現業職員の低賃金構造を改善すること。現行の賃金水準や昇給昇格運用の改善を行わないこと。新規採用により欠員を充足させること。
- 臨時・非常勤職員について、続交渉の課題について、早急な回答を行うこと。所属や当事者への説明やスケジュールを早期に示すこと。

主な要求項目

- 職員の生活改善を図るため、基本給および諸手当の月例給与水準の大幅な引上げを行うこと。また、人事委員会勧告について財政事情等を理由に見送ることのないようにすること。
- 一時金支給月数を大幅に引上げること。
- 給与水準を維持するため、「給料表の水準調整」を行い改善を図ること。
- 住居手当について、最高支給額の引き上げを図ること。
- 初任給や青年層賃金について改善すること。
- 中高年齢層の賃金について、職員の士気に大きく影響することから、賃金水準の維持改善を図ること。
- 「昇給停止の撤廃」や「号給延長」を行うこと。
- 人事評価制度については、本格実施後3年超が経過したことから、客観的なデータを示し検証すること。
- 長時間労働を是正し職員の命と健康を守るため、人員増による適正配置や業務見直しによる抜本的な超勤縮減策を積極的に講じること。時間外勤務命令の上限規制について、課題が多いことから実態を把握して必要な措置を講じること。

《 10/28 人事院勧告（月例給のみ） 》

人事院、月例給の据置を勧告

人事院は10月28日、今年度の月例給の報告を行いました。与・一時金の改善を始め、働き方改革では今年度も「引き続き定数の見直しを検討していく必要がある」との言及がありました。今後は確定交渉で要へ総力をあげていきます。

報告の骨子

○今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（▲ 0.04 %）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1. 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査（完了率80.2%）

○民間給与との較差 ▲164円 ▲0.04%

[行政職（一）…現行給与 408,868円、平均年齢43.2歳]

2. 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

県人事委員会との交渉を再開します

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議（自治労県職と滋賀県教職員組合）は10月29日、「2020年度賃金確定要求書」を知事および教育長あて提出しました。

○人事委員会事務局交渉

11月6日（金）9:30-10:30

○人事委員長交渉

12日（木）10:0-10:30



青年・女性、現業職の要求実現へ要求書提出

女性・青年層、現業の課題で、知事あて要求書をそれぞれ提出しました。青年・女性層では、人員配置や働き方改革などの課題、育児との両立支援で「小一の壁」の課題を中心に改善要求しています。また、現業職では、欠員の新規採用での補充を中心に要求しています。11月11日（現業・嘱託）13日（青年・女性）に人事課長交渉を行いますので、それぞれでの参加をお願いします。